



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	序章 問題の所在
Author(s)	小内, 透
Citation	「調査と社会理論」研究報告書, (30), 1-13
Issue Date	2013-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52411
Type	departmental bulletin paper
File Information	AN00075302_30_00.pdf



序 章 問題の所在

小内 透 | 北海道大学大学院教育学研究院教授
北海道大学アイヌ・先住民研究センター兼務教員

第1節 アイヌ民族の歴史と近年の動向

日本政府は、これまでアイヌ民族が先住民族であることを認めてこなかった。しかし、2007年、アイヌ民族を先住民族と認めるべきだとする決議が国会の衆参両院で成立した。これを契機に、政府もこの決議に沿って、新しいアイヌ政策の構築をめざした有識者会議を発足させ、いくつかの提言が出されるようになった。わが国におけるアイヌ政策が、新しい段階に入ったといえる。本研究プロジェクトの問題意識を説明する前提として、改めてアイヌ民族の歴史を振り返り¹⁾、近年のアイヌ民族をめぐる動向とその背景について検討することから始めよう。

第1項 アイヌ民族とアイヌ文化の起源

アイヌ民族の起源については、1960年代までコーカソイド説が有力だった。しかし、形質人類学や遺伝学の進展により、現在では、本州に広く分布した縄文時代人がアイヌ民族にもっとも類縁関係のある集団であることが定説になっている（石田 2006：11）。しかし、アイヌ独自の文化が成立するのはずっと後のことである。

北海道では、縄文時代の後に弥生時代がなく、続縄文時代（紀元前3世紀頃から7世紀）となり、擦文時代（7・8世紀頃～12・13世紀）が続いた。同時に、続縄文文化や擦文文化とは異なるオホーツク文化（3世紀～13世紀）がオホーツク海沿岸や北海道北海岸、樺太、南千島の沿岸部に存在していた。アイヌ文化・社会の成立時期については、不明な点が多いものの、現在の考古学的知見では、擦文文化につらなるといえる見解が定説になっている（榎森 2007：16）。

アイヌ民族は、すでに擦文文化の時代に日本社会との交易を行っていた。当時のアイヌ民族の生業は河川・海での漁業・海獣狩猟と山野での狩猟であり、副次的に畑作も行っていた。12～13世紀には、北では北海道からサハリンへ進出しモンゴル・元軍と戦い、南では海を渡って東北地方の北部へと新たな進出を遂げていた。13世紀後半から14世紀になると、擦文文化が急激な変容を遂げ、英雄ユーカラのテーマで描かれ、一般に理解されている特徴をもったアイヌ文化やアイヌ社会が成立することになった（榎森 2007：96）。

第2項 中世・近世のアイヌ民族

14世紀頃から本州から北海道南部に移住する者が現れ始めた。1454（享徳3）年には、それまでアイヌとの交易を担っていた安東氏が南部氏に追われ武田信広らとともに北海道へ逃げ渡った。その後、多数の和人が移住し、現在の函館から上ノ国に至る渡島半島南部に、道南十二館と呼ばれる渡党領主の館が形成された。彼らは、アイヌとの交易や漁場への進出を通して成長した。

道南に進出した和人に対して、1457（長禄元）年、アイヌの首長コシヤマインが蜂起し（コシヤマインの戦い）、道南十二館のうち、10館を攻め落とした。しかし、花沢館の館主である蠣崎氏の武將、武田信広がこの戦いを制圧し、蠣崎家を相続したと伝えられている。蠣崎家はその後、勢力を伸張し、1593（文禄2）年、蠣崎慶広が豊臣秀吉から朱印状を与えられ、蝦夷島の支配権を公認されることになった。その後、松前に改姓した慶広は、1604（慶長9）年には徳川家康から黒印状によりアイヌとの独占的な交易権を認められた。

松前藩は、渡島半島南部の地域を和人が居住する和人地とし、それ以外を蝦夷地とした。蝦夷地はアイヌが生活する地域で、松前藩の許可なく和人が出入りすることを禁止した。

松前藩は、同時に、米のとれる土地がほとんどなかったため、家臣に対してアイヌとの交易権を与える商場（場所）知行制をとった。松前藩が交易権を独占したことにより、家臣たちはアイヌにとって不利な交易を行うようになった。そのため、アイヌ側は和人製品を得るために、より多くの干鮭、熊皮などの確保が必要となった。それが背景となって、沙流地方と静内地方のアイヌの漁狩権をめぐる争いが生じ、松前藩に対するアイヌの一斉蜂起、シャクシャインの戦いにつながった。しかし、この戦いも、アイヌ側の敗北に終わり、松前藩の支配が強まった。

交易権を与えられた家臣は次第に、近江商人などに交易を代行させるようになり、18世紀初頭には、場所請負制が一般化した。場所請負人となった商人は、アイヌを交易相手とするだけでなく、労働力としても使用した。交易は不平等で、労働環境も過酷であった。1789（寛政元）年のクナシリ・メナシの戦いは、こうした状況に不満をもった国後島とその対岸のアイヌたちの蜂起であった。この蜂起も松前藩により鎮圧された。

この頃、ロシアが北千島まで南進しており、クナシリ・メナシの戦いの3年後にはロシア使節ラクスマンが通商を求めて根室に来航した。ロシアからの脅威にそなえ、幕府は、1799（寛政11）年東蝦夷地（松前からみて東、知床岬までのおおよそ北海道の南半分）を天領とし、請負人の不正を排除するため場所を直営化した。1807（文化4）年には、和人地も西蝦夷地も天領となったが、西蝦夷地は資金的な事情から場所請負制を維持した。幕府は、北海道が日本固有の領土であることを示すため、穀食の奨励、日本語の使用、和服の着用など、アイヌ民族の同化策を展開した。

しかし、1821（文政4）年には、ナポレオン戦争の影響からロシアとの緊張状態が緩和されたため、幕府は蝦夷地を松前藩に返還した。このころから、蝦夷地への和人の移住が増加し、アイヌの生活・文化の破壊が顕著となった。

その後、再びロシアからの圧力が強まり、1855（安政元）年に、日露和親条約が締結された。同条約により、千島列島の得撫水道以南が日本の領土、樺太は雑居の地となり、箱館が開港されることになった。これにともない、幕府は木古内、乙部以北を再び直轄とし、諸藩に警備を命じた。

第3項 近代のアイヌ民族

明治維新後、1869（明治2）年に開拓使が設置され、場所請負制が廃止された。しかし、漁業の担い手が育っていなかったため、1876（明治9）年までは、場所請負人を漁場持と名のらせ漁業に従事させた。蝦夷地を北海道と樺太と改称、日本の領土とした。アイヌ民族が狩猟、漁労、採集に利用していた土地が無主地とされ、北海道開拓が始まった。

1872（明治5）年に制定された「北海道土地売賃規則」と「地所規則」では、北海道の土地は官

用地やそれまでに民間が使用中の土地を除いて、すべて民間の希望者に売り払うこととされた。アイヌ民族であってもこの規定は適用されたが、申請に必要な戸籍がなく、近代的な土地所有の観念がなかったり、文字が読める者が少数だったため、土地の所有権を取得したアイヌはほとんどいなかった（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009：12）²⁾。1877（明治10）年の「北海道地券発行条例」では、アイヌの人々の居住地は官有地に編入され権利が保留された。アイヌの人々に土地の所有権を与えても、近代的な土地所有の観念がなく、和人に詐取されるおそれがあったためとされている。さらに、1886（明治19）年の「北海道土地払下規則」、1897（明治30）年の「北海道国有未開地処分法」などにより、北海道における和人の土地所有が拡大していった。多くの土地が入植者によって開墾され、取得された。北海道開拓の過程で、樺太から対雁への移住を始めとして、アイヌの人々に対する強制移住が様々な場所で行われた。

北海道開拓とともに、アイヌ民族に対する本格的な同化政策も展開された。1871（明治4）年には、戸籍法の制定にともない、アイヌを「平民」に編入した。同時に、アイヌの開墾者に家屋・農具を与え、男子の耳環（イヤリング）や女子の入れ墨など独自の風習を禁じ、日本語の使用を強制した。1876（明治9）年、アイヌの「創氏改名」が布達され、アイヌの仕掛け弓猟が禁止された。1878（明治11）年に、札幌郡内諸川での鮭漁を全面禁止し、1883（明治16）年には、札幌県が十勝川上流の鮭漁を禁止した。さらに、1889（明治22）年、アイヌの食料分として許されていた鹿猟も禁止された。

その結果、アイヌ民族は疲弊し、アイヌ語も衰退した。アイヌの窮状を前にして、民族の保護を目指した「北海道旧土人保護法」が、1899（明治32）年に制定された。同法により、アイヌの人々に、それぞれ1万5,000坪（5町歩）以内の土地が給与地として無償下付された。しかし、それも同化主義を基本としたものであり、アイヌ政策の根本的な転換をもたらすものではなかった。給与地の下付は、「農業に従事する者又は従事せんと欲する者には」（北海道旧土人保護法・第1条）との条件がついており、狩猟や漁を基本にしたそれまでの生業とは異なる農業振興を前提にしたものであった。また、旧土人保護法にもとづいて設立された旧土人学校では、日本語を学ぶためにアイヌ語の使用が禁止された。

このような状況のもとで、アイヌ民族の中には、和人との結婚を通じて自ら進んでアイヌの血を薄めようとした者も少なくない。それほど、アイヌ民族に対する差別や抑圧は強固なものだった。

しかし、アイヌ民族は、ただ手をこまねいていたわけではなかった。アイヌ民族の運動組織が、いくつか誕生するようになった。1922（大正11）年に、伏根弘三（アイヌ名ホテネ）を中心にアイヌの青年たちが帯広で「十勝旭明社」、1926（昭和元）年に、旭川で部落解放運動の影響を受けた「解平社」が結成された。1930（昭和5）年には、バチューラ系のキリスト教関係者や十勝の旭明社などが中心となり、旧土人保護法の改正を目指して、道庁の肝いりの下、「北海道アイヌ協会」が結成された。これらの組織による運動は、1934（昭和9）年の旭川市旧土人保護地処分法制定、1937（昭和12）年の北海道旧土人保護法改正などの成果を勝ち取った³⁾。だが、アイヌの民族運動は、それ以上発展することはなかった。

第4項 現代のアイヌ民族をめぐる動向

第二次世界大戦後、1946（昭和21）年、社団法人「北海道アイヌ協会」が新たに設立された。同協会は、旧土人保護法による給与地を農地改革の対象から除外するよう試みた。しかし、その試み

は成功に至らず、アイヌ協会はその後長期の休眠状態に陥った。一方、国のアイヌ政策も、1946（昭和21）年、1947（昭和22）年に旧土人保護法の改正があったのみで、めばしいものはなかった。そのため、戦後は旧土人保護法は機能しなかったとされている（榎森 2007： 520-1）。

このような状況は、1961（昭和36）年から始まった国と道による不良環境地区対策がきっかけで変化することになった。同対策は、全国的な政策で、同和地区や都市のスラム地区の住宅や生活環境の改善をめざしたものであった。北海道では、アイヌ部落や炭鉱地区が対象となった。同政策を策定するに当たり、前年の1960（昭和35）年に北海道民生部が不良環境地区の調査を実施したのがきっかけで、同年アイヌ協会が再建された。翌1961（昭和36）年には、アイヌという言葉が差別につながるという意見も強く、「北海道ウタリ協会」に改称されている。

さらに、1974（昭和49）年度から、国や道のアイヌ対策として、新たに教育、住宅、就労など多方面の支援を行う「北海道ウタリ福祉対策」が開始され、不良環境地区対策事業はその中に組み込まれた。それ以後、2001（平成13）年度まで4次にわたる「北海道ウタリ福祉対策」が実施され、2002（平成14）年度からは「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」が「北海道ウタリ福祉対策」を引き継ぐ形になった。

この間、国際的に先住民族の権利の見直しが進んだ。その影響もあり、1981年から国連の人権監視機関の一つである自由権規約人権委員会でアイヌ民族に関する報告と審査が開始された。翌1982年には、コーボ報告にもとづいて、国際連合先住民作業部会（WGIP）が立ち上げられ、先住民族の復権に向けた議論が始まった。1992（平成4）年には、国連本部で「世界の先住民の国際年」が開催され、国際的に先住民族の権利が見直される時代になった。その開幕式典で北海道ウタリ協会理事長（当時）の野村義一が日本の先住民族として記念演説をしている。その年、自由権規約人権委員会の第3回審査で、政府が初めてアイヌを日本におけるマイノリティであると認めた（大竹 2010： 143）。

1994（平成6）年には萱野茂がアイヌ初の参議院議員となり、1997年には100年近く存続した北海道旧土人保護法が廃止された。同年、新たに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（略称、アイヌ文化振興法）が制定されている。

1997年の自由権規約人権委員会第4回審査では、日本政府はアイヌ文化振興法の説明を行ったが、委員たちはその積極性を評価したものの、アイヌ政策は未だ不十分だとした。そして最終所見として、アイヌの人々に対する言語および高等教育に関する差別、また先住民族としてのアイヌ民族の土地に関する権利を認めないことに懸念を表明した（大竹 2010： 145）。

さらに、国連の別の人権監視機関である人種差別撤廃委員会でも、2001年にアイヌ民族に関する報告と審査が行われ、アイヌを先住民族と認めることの重要性が示唆され、第1回審査でILO第169号条約の批准が推奨されるとともに、アイヌに対する差別が根強く残っていることが指摘された（大竹 2010： 150）。

そして、2007年、国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、日本も賛成した。これを受け、冒頭で示したように、アイヌ民族を先住民族と認めるべきだとする国会決議が成立したのである。

第2節 本研究の問題意識

以上のように、アイヌ民族に対する政府のとらえ方が変化した背景には、アイヌ民族自身の運動とともに、先住民族の復権を促す国際的な動向がある。国連は、2005年～2014年を第二次「世界の先住民の国際の10年」としており、先住民族の復権を巡る動きはさらに強くなると予測される。この動きに対して、日本の政府がいかなる対応をするのか、この点に注目が集まることになる。

その際、政府が実施するアイヌ政策が、アイヌ諸個人の必要や要求を反映したものになっているのかを検討する必要がある。国際的な動向への対応として実施したとしても、肝心のアイヌ民族自身の要望とかけ離れた施策になるとすれば意味がない。その際、可能な限り、アイヌ民族に属する個々人の要望とその背後にある生活実態や意識を明確にすることが重要である。なぜなら、アイヌ民族といっても、多様な人々から構成されているからである。

さらに、アイヌ政策を効果的に立案し実行するにあたって、アイヌ以外の人々、いわゆる和人の意識についても検討することが求められる。アイヌ政策の内容や進め方によっては、和人からの反発も生じかねない。効果的なアイヌ政策の立案や実行にとって、和人の意見も無視することはできない。そこに、アイヌに対する差別や誤解などがあれば、それを正していくことも政策の課題となる。和人の理解を得るためにも、彼らがアイヌ民族に対していかなる意識をもち、どのように接しているのかを把握する必要がある。

そこで、本研究では、政府が実施するアイヌ政策、実施しようとするアイヌ政策の妥当性と課題をアイヌと和人の双方の立場から検討することを課題とする。

本研究の課題にこたえるために、以下のような視点を重視した。第1に、アイヌ自身の生活の実態と意識を解明することである。これは、現在あるいは将来の政府のアイヌ政策がアイヌ諸個人の必要や要求を反映しているかどうかを検討する際に重要になる。政策的にみて見落とししているものがないかどうか、あるいはアイヌの人々の生活や意識からかけ離れたものがないかどうか問われることになる。

第2に、アイヌの人々の生活の歩みにも注目した。アイヌ民族の生活の現状や意識は、これまでの生活の歩みによって作り上げられ、規定されるからである。その場合、彼らの生活の歩みは、時代によって大きく異なっていることにも留意しなければならない。生きた時代によって、アイヌ政策やアイヌ差別のありよう自体変化しており、それが生活の歩みに刻印されているためである。

第3に、アイヌ民族や政府の政策に関する和人の評価を明らかにすることである。政府のアイヌ政策の妥当性は、和人の評価にも依存する。アイヌ民族だけでなく、和人も納得するものでなければ、政策は効果的なものとならず、むしろ新たな反発や差別のもとになりかねない。和人の評価が国際的な動向からかけ離れている場合には、そうした現状を打開すること自体が政策課題として浮上する。

第4に、和人とアイヌ民族との日常的な関係を把握することである。アイヌ政策に対する評価は、政策の内容自体によって左右されると同時に、和人やアイヌ民族の日常的な交流や接触のあり方によって規定される。両者の日常的な関係が互いに対する見方を形成する基盤となり、それが政策への評価に影響を与えると考えられる。とくに、和人とアイヌの人々が接する機会の多い地域の実情をとらえることが重要な意味をもつ。

これらの点をふまえ、本研究では、アイヌの人々が多く居住するいくつかの地域を取り上げ、ア

アイヌ民族の生活の歩みと意識、和人のアイヌ民族やアイヌ政策に対する意識、アイヌ民族と和人の交流と接触の実態について調査を実施する計画を立てた⁴⁾。初年度にあたる2012年には、新ひだか町を対象として、調査を実施した。本報告書は、初年度の計画にしたがって実施した調査をまとめたものである。

第3節 調査地の概要⁵⁾

第1項 開拓と産業の歴史

今回の調査で対象地として設定した新ひだか町は、2006（平成18）年3月31日に「静内町」と「三石町」が合併して誕生した、北海道日高振興局管内の中央に位置する町である。2010（平成22）年現在の人口は25,419人（国勢調査人口）となっている。

旧静内町はシャクシャインが蜂起した土地として知られ、旧三石町も含めて、古くからアイヌの人々が住んでいた。アイヌは地方によって系統が異なり、この地は、メナシウングル（東方人）、シュムウングル（西方人）の接触する境界地としての性格をもっていた。また、シュムウングル系の中にも、ハエウングル（波恵人）という系統があり、この3つの集団が時には反発し、時には融合して、複雑な様相を呈していた。それが、シャクシャインの戦いの背景の一つになった。

江戸時代後期に入ると、1780年代、旧静内地区にシツナイ場所、シフチャリ場所、旧三石町にミツイシ場所がおかれ、場所請負人などの和人が定住を始めた。彼らは、番屋（漁場の近くの海岸線に作られた作業場兼宿泊施設）の周辺に菜園程度の耕地を作った。アイヌの人々もアワ・ヒエ・大豆・小豆といった穀類などを収穫し、食糧の足しにしていた。しかし、松前藩は、農耕を認めると漁獲高が減るとの理由で、蝦夷地における農耕を禁止した。

和人の本格的な入植は、1871（明治4）年の徳島藩淡路島城代家老・稲田家の旧家臣546人が元静内に上陸したことを嚆矢とする。彼らは、原生林を開拓し、農業を始めた。1885（明治18）年には渡辺伊平を団長とする兵庫団体50戸が移住し、農業が一段と飛躍した。同じ頃、旧三石町でも農業を専業とする人々の入植が始まった。開拓が進み、厳しい自然環境のもとでも、麦、そば、馬鈴薯、大豆、えん麦などが収穫できるようになった。水稻栽培も1887（明治20）年から始まった。

稲田家旧家臣団が入植した当時、静内地方には野生の馬が山野にたくさんおり、農作物に被害を与えていた。そこで、稲田家の家臣らは、アイヌの若者に依頼し野生の馬を捕らえさせ、馴らしていた。この地方が牧野に適していることが知られ、1872（明治5）年に北海道開拓使長官・黒田清隆により北海道産馬の改良を目的として、静内、新冠、沙流の3郡にわたる7万ヘクタールの広大な用地に新冠牧場が設けられた。1884（明治17）年、新冠牧場は宮内省の所管になり、1888（明治21）年、新冠御料牧場と改称された。農家が生産した大豆は牧場が馬の餌として購入していた。

新冠牧場・新冠御料牧場には、正式に牧夫として雇われるアイヌの人たちもいた。その一方、牧場の新冠側にあった姉去コタンに別のコタンからアイヌを移住させ牧場の土地を貸与させた後、その土地を飼料用地にするため平取町上貫気別の未開地に強制的に移住させることも行った⁶⁾。

新冠牧場をみて、1877（明治10）年頃から民間の中からも牧場経営を行う者が現れるようになった。1890（明治23）年時点で、旧三石町だけで5つの牧場が設立された（三石町史編さん委員会編1971：154）。さらに、1892（明治25）年から優良牝馬を導入し、競走馬としての軽種馬の生産が本格的に開始された。1910（明治43）年には、旧静内町だけで、25の民有牧場が数えられるようになった。

た（静内町史編さん委員会編 1996：861）。旧静内町では大正末期から静内・新冠産牛馬畜産組合が主催者となり、競馬が行われた。静内の競馬は1941（昭和16）年まで続いた。戦後も1946（昭和21）年と1958（昭和33）年に静内で競馬が催されたが、これが最後となった（静内町史編さん委員会編 1996：881-2）。軽種馬生産はその後も続けられ、この地域一帯は、現在、日本における軽種馬の一大生産地となっている。牧夫や経営者として軽種馬生産に従事しているアイヌの人々も少なくないという。

しかし、牧場関係者を含めた農業就業人口は、戦後1953（昭和33）年を境に減少している。牧場の倒産や離農などがその原因である。ただし、産業就業人口に占める農業就業者の割合は、2010（平成22）年現在でも、旧静内町で14.2%（表0-1）、旧三石町で32.3%（表0-2）と全国（3.6%）や北海道全体（5.6%）に比べて格段に高く、牧場経営を始めとした農業が重要な産業であり続けていることは間違いない。

表0-1 旧静内町の産業別就業人口・構成比の推移

単位：人、%

		1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
実 数	総数	7,856	9,755	12,022	11,630	11,274	12,535	12,492	12,001	12,088	11,425	10,871	9,813
	農業	2,948	2,731	2,186	2,094	1,949	1,694	1,714	1,689	1,698	1,620	1,509	1,391
	林業	211	509	755	481	294	254	291	156	115	65	59	51
	漁業	365	616	534	381	411	349	393	381	377	310	281	250
	鉱業	4	54	53	92	72	63	57	43	41	32	34	19
	建設業	874	959	2,398	1,481	1,483	2,197	1,906	1,583	1,875	1,714	1,446	1,058
	製造業	1,230	1,465	1,710	1,759	1,360	1,392	1,196	1,236	803	527	400	363
	電気・ガス・熱供給・水道業		39	114	72	85	113	97	110	112	103	107	103
	情報通信業	495										19	22
	運輸業・郵便業		612	669	744	759	756	702	547	581	494	356	342
	卸売業・小売業	805	1,322	1,669	2,209	2,304	2,631	2,673	2,545	2,557	2,578	1,949	1,603
	金融・保険業											230	183
	不動産業・物品賃貸業											35	101
	宿泊業・飲食サービス業											629	629
	教育・学習支援業											452	431
	医療・福祉	784	1,232	1,552	1,888	2,003	2,407	2,730	2,976	3,225	3,267	1,060	1,161
	複合サービス事業											248	169
	学術研究・専門・技術サービス業												159
	生活関連サービス業・娯楽業											1,353	467
	サービス業（他に分類されないもの）												629
	公務（他に分類されるものを除く）	139	211	382	424	542	679	731	735	703	715	702	679
	分類不能	1	5	0	5	12	0	2	0	1	0	2	3
構 成 比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業	37.5	28.0	18.2	18.0	17.3	13.5	13.7	14.1	14.0	14.2	13.9	14.2
	林業	2.7	5.2	6.3	4.1	2.6	2.0	2.3	1.3	1.0	0.6	0.5	0.5
	漁業	4.6	6.3	4.4	3.3	3.6	2.8	3.1	3.2	3.1	2.7	2.6	2.5
	鉱業	0.1	0.6	0.4	0.8	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2
	建設業	11.1	9.8	19.9	12.7	13.2	17.5	15.3	13.2	15.5	15.0	13.3	10.8
	製造業	15.7	15.0	14.2	15.1	12.1	11.1	9.6	10.3	6.6	4.6	3.7	3.7
	電気・ガス・熱供給・水道業		0.4	0.9	0.6	0.8	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0
	情報通信業	6.3										0.2	0.2
	運輸業・郵便業		6.3	5.6	6.4	6.7	6.0	5.6	4.6	4.8	4.3	3.3	3.5
	卸売業・小売業	10.2	13.6	13.9	19.0	20.4	21.0	21.4	21.2	21.2	22.6	17.9	16.3
	金融・保険業											2.1	1.9
	不動産業・物品賃貸業											0.3	1.0
	宿泊業・飲食サービス業											5.8	6.4
	教育・学習支援業											4.2	4.4
	医療・福祉	10.0	12.6	12.9	16.2	17.8	19.2	21.9	24.8	26.7	28.6	9.8	11.8
	複合サービス事業											2.3	1.7
	学術研究・専門・技術サービス業												1.6
	生活関連サービス業・娯楽業											12.4	4.8
	サービス業（他に分類されないもの）												6.4
	公務（他に分類されるものを除く）	1.8	2.2	3.2	3.6	4.8	5.4	5.9	6.1	5.8	6.3	6.5	6.9
	分類不能	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：『国勢調査報告』各年版より作成

表0-2 旧三石町の産業別就業人口・構成比の推移

単位：人、％

		1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
実 数	総数	5,138	4,969	4,248	4,120	3,917	3,672	3,554	3,444	3,266	2,992	2,543	2,259
	農業	2,793	2,592	2,037	1,928	1,730	1,484	1,339	1,230	1,073	966	804	729
	林業	158	249	127	108	68	96	65	63	51	38	29	39
	漁業	561	479	345	362	343	308	311	361	318	263	188	174
	鉱業	1	11	7	12	14	10	12	8	7	8	1	0
	建設業	375	365	469	392	423	450	474	423	443	366	308	219
	製造業	336	281	222	196	230	223	216	185	182	173	121	109
	電気・ガス・熱供給・水道業		9	7	4	9	9	2	2	7	8	8	9
	情報通信業	138										5	5
	運輸業・郵便業		153	149	135	94	83	74	76	73	71	39	45
	卸売業・小売業	295	330	360	348	308	316	362	375	362	355	270	248
	金融・保険業											28	24
	不動産業・物品賃貸業											2	7
	宿泊業・飲食サービス業											76	74
	教育・学習支援業											67	66
	医療・福祉	378	418	433	535	545	578	568	585	596	600	152	177
	複合サービス事業											78	67
	学術研究・専門・技術サービス業												38
	生活関連サービス業・娯楽業											239	47
	サービス業（他に分類されないもの）												85
構 成 比	公務（他に分類されるものを除く）	103	80	92	98	150	115	129	136	154	143	128	97
	分類不能	0	2	0	2	3	0	2	0	0	1	0	0
	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業	54.4	52.2	48.0	46.8	44.2	40.4	37.7	35.7	32.9	32.3	31.6	32.3
	林業	3.1	5.0	3.0	2.6	1.7	2.6	1.8	1.8	1.6	1.3	1.1	1.7
	漁業	10.9	9.6	8.1	8.8	8.8	8.4	8.8	10.5	9.7	8.8	7.4	7.7
	鉱業	0.0	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.0	0.0
	建設業	7.3	7.3	11.0	9.5	10.8	12.3	13.3	12.3	13.6	12.2	12.1	9.7
	製造業	6.5	5.7	5.2	4.8	5.9	6.1	6.1	5.4	5.6	5.8	4.8	4.8
	電気・ガス・熱供給・水道業		0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4
	情報通信業	2.7										0.2	0.2
	運輸業・郵便業		3.1	3.5	3.3	2.4	2.3	2.1	2.2	2.2	2.4	1.5	2.0
	卸売業・小売業	5.7	6.6	8.5	8.4	7.9	8.6	10.2	10.9	11.1	11.9	10.6	11.0
	金融・保険業											1.1	1.1
	不動産業・物品賃貸業											0.1	0.3
	宿泊業・飲食サービス業											3.0	3.3
	教育・学習支援業											2.6	2.9
	医療・福祉	7.4	8.4	10.2	13.0	13.9	15.7	16.0	17.0	18.2	20.1	6.0	7.8
	複合サービス事業											3.1	3.0
	学術研究・専門・技術サービス業												1.7
	生活関連サービス業・娯楽業											9.4	2.1
	サービス業（他に分類されないもの）												3.8
	公務（他に分類されるものを除く）	2.0	1.6	2.2	2.4	3.8	3.1	3.6	3.9	4.7	4.8	5.0	4.3
	分類不能	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

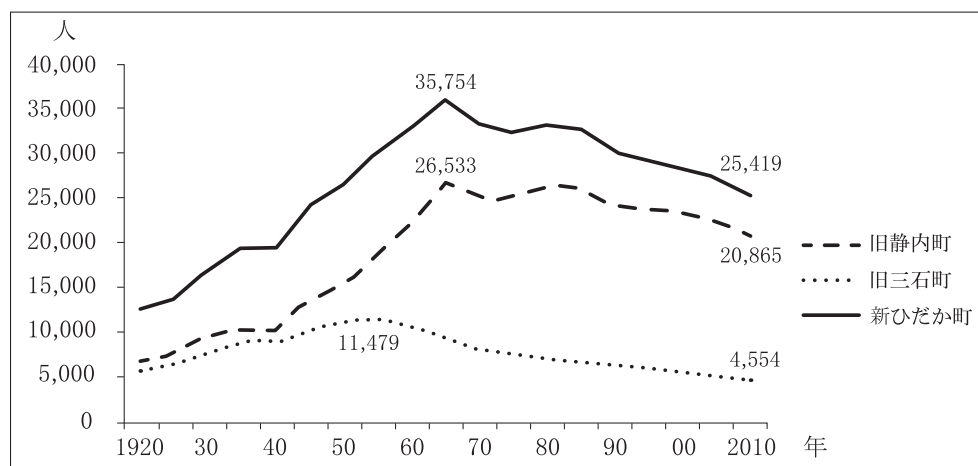
資料：『国勢調査報告』各年版より作成

一方、明治以降、開拓使は場所請負制度を廃止し請負人を排除した。漁場は官有とされたが漁業の担い手がすぐには育たず、しばらくの間、漁場持に漁業経営を委託することになった。旧静内町では函館の山田栄六、旧三石町では元場所請負人の小林重吉を漁場持として漁業経営をまかせた。同時に、アイヌの人々にも漁業の権利を認め、昆布採取の権利はすべてアイヌの人々に付与した。しかし、開拓使が委託した山田の経営はうまくいかず、その後、漁業に従事する和人が移住することで漁業が盛んになった。1877（明治10）年には、旧三石町の幌舞地区が新たな漁村集落として誕生し、1887（明治20）年には、新潟から移住した遠藤幸次郎、榎本鹿太郎等によって三石で沖合漁業が始められた。

また、当時アイヌの人々だけが行っていた昆布採取に和人の移住者が乗り出すようになった。すると、人口の増加による乱獲が問題となり、1892（明治25）年には、日高その他の昆布採取新規出願

を許可しないとの道庁令が出された。その後、1930（昭和5）年前後から昆布増殖事業が取り組まれた。戦後、1949（昭和24）に北海道が浅海増殖事業を補助事業としてから、昆布の増殖が急速な発展を遂げた。現在では、三石昆布のブランドが確立している。

しかし、高度経済成長期以降、農漁業が衰退する中で、人口自体が減少するようになった（図0-1）。旧三石町では、早くも1955（昭和30）年の11,479人をピークに人口減が始まり、旧静内町でも1965（昭和40）年の26,533人をピークに、人口が減少した。その結果、2010（平成22）年には旧静内地区の人口が20,865人、旧三石地区が4,554人、両地区合わせた新ひだか町の人口が25,419人となり、旧静内町のピーク時の人口を下回るまでになっている。



資料：『国勢調査報告』各年版より作成。

図0-1 新ひだか町の人口の推移

第2項 近代以降のアイヌ民族の動向

旧静内町には、1857（安政4）年の時点で、127戸、675人のアイヌがいたとされる。1871（明治3）年には、アイヌ人口は増加し1,219人となり、和人は64人しかいなかった。和人はアイヌの5%程度だった（静内町教育委員会 1991：4）。しかし、1896（明治29）になると、総戸数699戸、人口3,515人のうち、339戸、1,729人がアイヌとなり、和人とアイヌの戸数や人口はほぼ半々になった（静内町史編さん委員会編 1996：473-4）。アイヌ人口も増加したが、それ以上に移住する和人の方が多かったからである。その後、和人の増加が続き、反対にアイヌ人口は減少した。その結果、1921（大正10）年には総戸数1,355戸、6,995人のうち、アイヌが345戸、1,037人となった。アイヌと比べ、和人の戸数が約4倍、人口が約7倍に達した（静内町史編さん委員会編 1996：475）。

一方、旧三石町には、1786（天明6）年の時点で、30余戸、140余人のアイヌの人々が居住していたとの記録がある。それが、1822（文政5）年に56戸、222人、1868（慶応4）年には63戸、270人（三石町史編さん委員会編 1971：59-60）、1886（明治19）年には、67戸、391人と増加している。これに対し、1886年の和人の戸数が149戸、人口が411人であるため、この段階で和人の数がアイヌの数を上回るようになった。その後は、アイヌの人口が横ばいとなる一方、和人の数が急増した。その結果、1921（大正10）年にはアイヌ86戸、474人に対し、和人は1,028戸、2,829人と、アイヌは完全に少数派になっている（三石町史編さん委員会編 1971：120-1）。

和人の入植により、アイヌの人々が従来共同で利用していた土地の多くが無主地とされ和人のものになった。その後、北海道旧土人保護法の制定にともない、給与地が下付され、旧土人学校として1906（明治39）年に旧三石町の辺訪尋常小学校（～1922（大正11）年）（三石町史編さん委員会編 1971：216）、1907（明治40）年に旧静内町の遠仏尋常小学校（～1921（大正10）年）が設置された（静内町史編纂委員会編 1963：851-4）。前者は、1922（大正11）年、後者は1921（大正10）年に旧土人学校としての使命を終えている。

第二次世界大戦後、1946（昭和21）年、北海道アイヌ協会が社団法人として設立され、静内支部も結成された。設立総会となったのが、旧静内町の公会堂であった。静内は、シャクシャインゆかりの地であり、アイヌの人々にとって象徴的な地であることを物語っている。一方、三石支部はアイヌ協会が再建された1960年に設立され、1962（昭和37）年には、ウタリ協会支部の日高連合会が結成されている（三石町史編さん委員会編 1971：971）⁷⁾。

なお、2006（平成18）年に静内町と三石町が合併したが、アイヌ協会の静内支部と三石支部は合併していない。静内支部が新ひだか支部に名称を変更しただけである。それぞれの会員数は、2008年の北海道アイヌ民族生活実態調査実施時点で、新ひだか支部が235人、三石支部が36人であった（山崎 2010：8）。

第4節 調査の対象と方法

今回、われわれは、アイヌの人々を対象にしたインタビュー調査と地域住民を対象にした郵送調査・インタビュー調査を実施した。

アイヌの人々を対象にしたインタビュー調査は、アイヌ協会新ひだか支部に所属する会員家族のうち、20歳から80歳未満の人々から、10歳きざみで各世代ごとに10人ずつ、あわせて60人を対象者とする計画を立てた。対象者の選定にあたっては、北海道アイヌ協会および同協会新ひだか支部の全面的な協力をえた。

具体的には、まず、新ひだか支部事務局が会員名簿より会員や家族の中から年齢ごとに無作為で対象者候補をリストアップし、それをもとに対象者の協力の意志と調査日時の都合を同支部事務局の方から確認していただいた。協力を得られない場合には、対象者候補を追加し、54人が確定できた。結果的に、年齢に大きな偏りができ、20歳代が3人（男性のみ）、30歳代が6人（男性1人、女性5人）、40歳代が16人（男性6人、女性10人）、50歳代が10人（男女とも5人）、60歳代が13人（男性6人、女性7人）、70歳代が6人（男女とも3人）となった。20歳～30歳代はもともと少なく、協力者を得ることがむずかしいため、全体数の確保を優先した結果、40歳代と60歳代が多くなった。ちなみに、もっとも若い対象者が21歳、最高齢が78歳である。また、アイヌ協会の会員には、アイヌの人と結婚した和人やアイヌの家庭で育てられた和人養子も含まれている。今回の対象者のうち、アイヌ以外の配偶者（和人および和人と朝鮮人の混血）が4人、和人養子が1人である。対象者については、プライバシーを保護するため、氏名、住所とも新ひだか支部事務局だけが把握しており、当研究室では、まったくわからない状態になっている。

インタビュー調査は、新ひだか支部事務局が入居している新ひだか町役場のいくつかの部屋を会場にして、9月16・17、26・27日の4日間の日程で実施された。都合の良い時間に会場に来ていただき、原則として、2人1組の調査員が1～2時間の予定で統一の調査票にもとづくインタビュー

を行った。インタビュー調査は、生まれてからこれまでの生活の歩み、アイヌ文化との関わり、アイヌ民族としての意識、国のアイヌ政策に対する要望などの聞き取りを中心に行われた。実際には、インタビューが予定時間をこえることもあり、最長で3時間に及ぶケースもあった。2人以外は、同意を得てインタビュー内容をICレコーダーに録音している。

一方、住民調査は新ひだか町選挙管理委員会の許可をえて、有権者名簿から系統抽出法により、1,229人の対象者を選定し、8月6日から8月21日の間に郵送調査をおこなった。その結果、有効回収票が529、有効回収率が43.0%となった。サンプルの構成を住民の構成と比較すると、20～40歳代の男女でサンプルの構成比の方がやや低く、60歳代の女性を除く、50歳～70歳代の男女でやや高くなっている（表0-3）。20歳代男性で住民構成より6.9ポイント低く、70歳代男女がそれぞれ5.1ポイント、5.5ポイント高くなっている点が目につく。この点を念頭において、解釈をする必要がある。

表0-3 男女別年齢別住民構成とサンプル構成 単位：人、%

		実 数			構 成 比		
		計	男	女	計	男	女
新ひだか町	20～30歳未満	886	471	415	9.6	10.5	8.8
	30～40歳未満	1,510	795	715	16.4	17.7	15.2
	40～50歳未満	1,496	704	792	16.3	15.7	16.8
	50～60歳未満	1,542	807	735	16.8	18.0	15.6
	60～70歳未満	2,075	970	1,105	22.6	21.6	23.5
	70～80歳未満	1,679	739	940	18.3	16.5	20.0
	計	9,188	4,486	4,702	100.0	100.0	100.0
住民調査回答者	20～30歳未満	25	9	16	4.8	3.6	5.8
	30～40歳未満	64	35	29	12.2	14.0	10.6
	40～50歳未満	80	35	45	15.3	14.0	16.4
	50～60歳未満	111	56	55	21.2	22.4	20.1
	60～70歳未満	120	61	59	22.9	24.4	21.5
	70～80歳未満	124	54	70	23.7	21.6	25.5
	計	524	250	274	100.0	100.0	100.0

注）住民調査回答者のうち、年齢ないし性別不明の5名を除いてある。

資料：『国勢調査報告』2010年版およびアンケート調査結果より作成。

調査対象者には当然アイヌの方も含まれるが、調査倫理の上で問題があるため、アイヌ民族であるかどうかについて直接問うことはしていない。しかし、自らの祖先が明治以前から新ひだか町に住んでいた方や自らアイヌであることを表明された方などがいた。そのため、これらに該当する人々をアイヌの人々とした。これに該当するのは、22ケース、うち1人が和人配偶者、2人が和人養子である。

さらに郵送調査の際、インタビュー調査への協力をお願いしたところ、49名の方が協力を申し出てくれた。結果として、9月15～20日、26・27日の間に、43名の方にインタビュー調査を実施させて頂いた。うち、3人がアイヌの方である。アイヌの方には、別に行ったインタビュー調査と同じ調査票を用いた。そのため、アイヌの人々の分析を行う際には、原則として3人のアイヌの方のインタビュー結果も加えて分析している。インタビューは自宅や指定された場所に原則2人の調査員が出向き実施した。3人の方以外は、同意を得てインタビュー内容をICレコーダーに録音している。

以下、第1部がアイヌ調査結果、第2部が住民調査結果の分析となる。第1部では、アイヌの家

族と階層の形成過程（第1章、第2章）を明らかにした上で、差別やエスニック・アイデンティティの諸相、さらにエスニック・メディアの現状（第3～5章）を分析した。第2部では、アイヌの人々との交流や接触（第6章）、アイヌ文化に関する知識と体験（第7章）の分析の後に、アイヌ政策や地域社会への評価（第8章、第9章）を明らかにした。なお、本報告書は中間報告であるため、終章はあえて設けていない。

注

- 1) アイヌ民族の歴史については、おもに榎森（2007）、アイヌ民族に関する指導資料編集委員会編（2006）、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（2009）、小川（1997）などを参照した。
- 2) 榎森進は「北海道土地売買規則」と「地所規則」について「問題は、その『私有』の対象は、あくまでも和人であり、アイヌは対象外とされたことである」（榎森 2007：394）としている。しかし、法令上アイヌが対象外になったわけではなく、720戸のアイヌが一戸あたり310坪の土地に関して私有権条項の適用を受けている（小川 1997：49-50）。
- 3) 第二次世界大戦以前のアイヌ民族運動については、小川（1997）の第6章および金倉（2006）の第2章も参照されたい。
- 4) アイヌ研究は数多い。しかし、考古学、歴史学、民族学、人類学等の分野のものがほとんどで、アイヌの人々をめぐる現状や課題に関する社会学的研究は多くない。まとめたものとしては、松本・大黒編（1998）と松本・江川編（2001）が目につく程度である。本研究は、こうした状況を克服しようとする試みでもある。この点については、小内（2010）、小内（2012）を参照されたい。
- 5) 旧静内町と旧三石町の歴史については、静内町史編纂委員会編（1963）、静内町史編さん委員会編（1996）、静内町編（2006）、三石町史編さん委員会編（1971）および三石町開基百年記念誌編纂委員会編（1976）を参照した。
- 6) 新冠御料牧場が道庁に働きかけ、1912（大正元）年に姉去コタン住民の強制移住のため北海道旧土人保護法による平取町上貫気別の土地下付がなされた（山田 2006：64）。1916（大正5）年には、アイヌコタン70戸、300人が土地を追われ、その一部が上貫気別に移住した（山本 1985：120）。
- 7) 1965（昭和40）年の時点で、旧三石町に住むアイヌの人々の数は86戸、411人だった（三石町史編さん委員会編 1971：972）。

参考文献

- アイヌ民族に関する指導資料編集委員会編，2006，『アイヌ民族に関する指導資料（改訂3版）』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構。
- アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会，2009，『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書』アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会。
- 榎森進，2007，『アイヌ民族の歴史』草風館。
- 石田肇，2006，「北海道の古人骨」アイヌ民族に関する指導資料編集委員会編『アイヌ民族に関する指導資料（改訂3版）』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構，10-6。
- 金倉義慧，2006，『旭川・アイヌ民族の近現代史』高文研。

- 松本和良・江川直子編, 2001, 『アイヌ民族とエスニシティの社会学』学文社.
- 松本和良・大黒正伸編, 1998, 『ウタリ社会と福祉コミュニティ』学文社.
- 三石町開基百年記念誌編纂委員会編, 1976, 『みついし百年』三石町開基百年記念事業推進委員会.
- 三石町史編さん委員会編, 1971, 『三石町史』北海道三石町長.
- 小川正人, 1997, 『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学出版会.
- 小内透, 2010, 「問題意識と調査の概要」小内透編著『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その1 現代アイヌの生活と意識——2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書——』北海道大学アイヌ・先住民研究センター, 1-6.
- , 2012, 「調査の概要と分析の視点」小内透編著『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その2 現代アイヌの生活の歩みと意識の変容——2009年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書——』北海道大学アイヌ・先住民研究センター, 9-17.
- 大竹秀樹, 2010, 「日本政府のアイヌ民族政策について——国際人権監視機関から考える」『日本福祉大学研究紀要—現代と文化』第121号, 135-55.
- 静内町編, 2006, 『静内まちの記憶』静内町.
- 静内町教育委員会, 1991, 『静内地方の伝承——織田ステノの口承文芸（1）』静内町教育委員会.
- 静内町史編纂委員会編, 1963, 『静内町史』静内町.
- 静内町史編さん委員会編, 1996, 『増補改訂 静内町史 上巻』静内町.
- 山田伸一, 2006, 「近代の政治・社会」アイヌ民族に関する指導資料編集委員会編『アイヌ民族に関する指導資料（改訂3版）』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構, 62-8.
- 山本融定, 1985, 『日高國 新冠御料牧場史』みやま書房.
- 山崎幸治, 2010, 「調査対象の特性」小内透編著『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その1 現代アイヌの生活と意識——2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書——』北海道大学アイヌ・先住民研究センター, 7-18.

(小内 透)